令和 0 年分贈与税の申告書 （震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書） 修正

提出用

受贈者の氏名

第一表の三（令和7年分以降用）（第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税分

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

（単位：円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住所 / フリガナ		令和 年 月 日
氏名 / 生年月日（明治1、大正2、昭和3、平成4） / 続柄（直系尊属：父1、母2、祖父3、祖母4、上記以外5 ※5の場合に記入します。）		令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	㊽	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住所 / フリガナ		令和 年 月 日
氏名 / 生年月日（明治1、大正2、昭和3、平成4） / 続柄（直系尊属：父1、母2、祖父3、祖母4、上記以外5 ※5の場合に記入します。）		令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	㊾	

非課税限度額の計算

住宅資金非課税限度額（1,500万円又は1,000万円）（注2）	㊿	
令和6年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	(51)	
住宅資金非課税限度額の残額（㊿－(51)）	(52)	

贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算

㊽のうち非課税の適用を受ける金額	(53)	
㊾のうち非課税の適用を受ける金額	(54)	
非課税の適用を受ける金額の合計額（(53)＋(54)）（(52)の金額を限度とします。）	(55)	

贈与税の課税価格に算入される金額の計算

㊽のうち課税価格に算入される金額（㊽－(53)）（㊽に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	(56)	
㊾のうち課税価格に算入される金額（㊾－(54)）（㊾に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	(57)	

不動産番号等の明細

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。

※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。

不動産の種別	所在及び家屋番号	不動産番号
□土地 □建物		
□土地 □建物		
□土地 □建物		

（注1） 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、この申告書に係る年分（以下「適用年分」といいます。）の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中にレ印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります（適用年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超（新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超）の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。）。

□ 私は、適用年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。

（注2） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項又は第9項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

＊	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認		

＊欄には記入しないでください。